

6次産業化加速化支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 6次産業化加速化支援事業補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業内容)

第2条 この事業は、新たに6次産業化に取り組もうとする農林畜水産業者が、支援機関であるアグリシステム総合研究所、産業技術センター等の公的機関の支援を受けて行う、県産農林畜水産物を活用した商品づくりの取組みを支援する。

(実施主体及び採択要件等)

第3条 この事業の実施主体及び採択要件等は、別表のとおりとする。

(事業実施の手続き)

第4条 事業実施の手続きは、次のとおりとする。

(1) 事業実施計画の承認申請

要項第3条ただし書きを適用し、承認申請は不要とする。

(2) 補助金の交付申請及び変更交付申請

要項第6条第2項第1号の事業計画書は様式第1号とする。また、要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は様式1号を準用する。

(実績報告)

第5条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は様式第1号を準用する。

また、実績報告には、次の書類を添付するものとする。

(1) 事業の実施状況が確認できる写真

(2) 補助事業に要した経費に係る証拠書類等の写し

(3) その他必要に応じて知事が求める書類

(その他)

第6条 知事は、必要に応じて、補助事業実施者の本事業に係る経理内容を調査し、関係書類等の閲覧を求めることができる。

また、必要に応じて事業の成果等に関する追跡調査を実施できるものとする。

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年(2019年)5月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年(2020年)10月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）4月20日から施行する。